

論点

- ① 消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える可能性がある。
 - ・ 現状、利用者に占める区分支給限度基準額を超えている者の割合については、中重度の要介護者の比率が相対的に高い。このため、消費税引上げに伴い、中重度の要介護者により大きな影響が及ぶこととなる。
- ② 区分支給限度基準額の見直しに当たっては、要介護ごとの標準的なサービス利用例により、サービスの利用実態等を踏まえる必要がある。
 - ・ これまでの検討では、見直しに当たっては、通常の改定時においてサービスの利用実態等を踏まえる必要があると指摘されてきた。
- ③ 平成27年度に予定されている消費税10%引上げ時には、通常の改定時の対応に加えて、今回の消費税引上げ時の対応と同様のシステム改修を要する可能性があるとともに、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。
 - ・ 仮に区分支給限度基準額を引き上げる場合、これまで現行水準を見直したことがないこともあり、通常の改定時とは異なるシステム改修を要する。

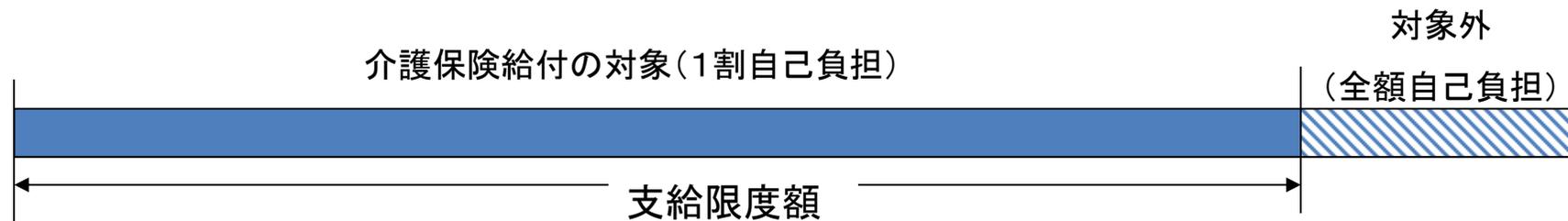
対応方針(案)

- 区分支給限度基準額の見直しに当たっては、サービスの利用実態等を踏まえる必要があるので、通常改定時に検討すべきである。しかし、今回は消費税引上げを契機とするものであり、システム改修に伴う保険者等の負担にも留意する必要があるものの、消費税引上げに伴い不利益を被るサービス利用者をできる限り少なくすることにも留意すべきである。
- このような観点を踏まえ、今回の消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること、及び、中重度の要介護者により大きな影響が及ぶことから、消費税引上げによる影響分については、区分支給限度基準額を引き上げることとしてはどうか。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととしてはどうか。

(参考) 区分支給限度基準額について

○ 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額利用者負担。



○ 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり 平均費用額(円)	支給限度額に 占める割合(%)	支給限度額を 超えている者(人)	利用者に占める支給限度額 を超えている者の割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8	2,861	0.7
要支援2	104,000	41,530	39.9	1,141	0.2
要介護1	165,800	73,280	44.2	12,008	1.6
要介護2	194,800	100,850	51.8	23,865	3.3
要介護3	267,500	150,480	56.3	13,314	3.1
要介護4	306,000	183,050	59.8	11,629	3.9
要介護5	358,300	225,050	62.8	8,793	4.4
合計				73,611	2.2

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

(参考) 特定入所者介護サービス費 (居住費・食費関係) 区分支給限度基準額に係るこれまでの議論について

特定入所者介護サービス費に係るこれまでの議論

平成24年改定時

ユニット型個室について、低所得者の負担が大きく入所が困難との指摘を踏まえ、利用者負担段階第3段階のユニット型個室について、負担限度額を5万円→4万円に引き下げた(制度改正)。

区分支給限度基準額に係るこれまでの議論

平成15年改定時

マイナス改定であったが、サービスの平均的な利用率が区分支給限度基準額に対して4割から5割程度、限度額を超えて利用している者の割合が2%から3%程度であること、また、改定内容をトータルで見るとそれほどの大きな変動幅ではないとし、変更せず。

平成18年改定時

介護給付費分科会の審議報告において、要支援者の区分支給限度基準額については適正化の観点から設定することとされた。これを受け、要支援者の標準利用例の見直しを行い、要支援1及び要支援2の区分支給限度基準額を設定した。

平成21年改定時

プラス3%の改定に伴い、区分支給限度基準額を引き上げるべきとの意見があったが、サービスの平均的な利用率は区分支給限度基準額に対して6割、もしくはそれ以下であること、また、保険で手当とするサービス量が増え、介護保険財政にとっては負担増となるものであることから、財源の議論の中で併せて検討するべきとして、変更せず。

平成24年改定時

平成22年に実施した「区分支給限度基準額に関する調査」の調査結果(平成23年2月に介護給付費分科会に報告)において、「区分支給限度基準額については、まず、ケアマネジメントの実態を踏まえた上で、議論をするべきではないか」との「まとめ」を行い、引上げについて実質的な議論を行うことなく、変更せず。

特定福祉用具販売と住宅改修の制度概要

特定福祉用具販売		住宅改修	
概要	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）の購入（償還払い）	概要	自宅に手すりを取付ける等の住宅改修（償還払い）
対象となる福祉用具の種目	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 	対象となる住宅改修の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
支給限度基準額	<p>10万円</p> <p>※要支援、要介護区分にかかわらず定額</p> <p>※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給</p>	支給限度基準額	<p>20万円</p> <p>※要支援、要介護区分にかかわらず定額</p> <p>※原則、一人、一生涯、同一住居に対して支給限度額を管理</p> <p>※要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円</p>
給付割合	購入費の9割	給付割合	住宅改修費の9割
給付額	現に要した費用	給付額	現に要した費用